



# 尾西商工会報

No.74

会員の皆様に寄り添い 共に前進する尾西商工会

〒494-0007 一宮市小信中島字川南36 尾西商工会 TEL: 62-9111 FAX: 62-9112  
★ホームページアドレス <http://www.owari.ne.jp/~bisaishi/> ★E-mail アドレス [bisaishi@owari.ne.jp](mailto:bisaishi@owari.ne.jp)



会員企業のご協力により、商工会館1階ロビーに、紳士・婦人服地・撚糸等の繊維製品及びプラスチック素材などの工業製品を展示・紹介しております。

「技術」と「信頼」で人を創り街を造る

## 株式会社 吉田組

吉田組は、小回りのきく、総合建設会社です。  
各種公共事業も多数手がけておりますので、安心してお任せいただきます。



株式会社 吉田組

〒494-0003 愛知県一宮市三条字中34番地4  
TEL : 0586-61-1181 FAX : 0586-61-2105

吉田組一宮市



詳しくは検索

営業種目



常時採用募集

- 1.総合建設業
  - 2.土木構造物の施工
  - 3.建築の設計・工事監理及び施工
  - 4.前記各号に附帯関連する一切の業務
- 建設業登録番号 愛知県知事(特、般)第6624号  
一級建築士事務所 愛知県知事(い)第1197号

## 個別融資相談会のご案内

日 時	令和2年 4月16日 (木) 午後1時30分～3時 令和2年 5月21日 (木) 午後1時30分～3時 令和2年 6月18日 (木) 午後1時30分～3時
会 場	尾西商工会館 2階 会議室
相談対応	日本政策金融公庫 一宮支店職員

※ 相談希望の方は、2日前までに商工会までご連絡ください。

※ 相談の際には、確定申告書・決算書（直近2期分）等をご持参ください。

### ● 普通貸付

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。

（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません。）

資金のお使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融資限度額	4,800万円		7,200万円
返済期間 (うち据置期間)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
利 率 (年)	基準利率 (2.16% ~ 2.35%) ※ 利率は令和2年3月2日現在 お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用 されます。		
保 証 人 ・ 担 保	ご融資に際しての保証人・担保（不動産、有価証券等）などについては、お客様 のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		

### ● 事業承継・集約・活性化支援資金のご案内

対 象 者	1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます）と共に 事業承継計画を策定している方 2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第 12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者または 同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない 個人の方 4. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたこと を契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫 が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化・事業転換）また は新たな取組を図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内 の方）
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
返済期間 (うち据置期間)	設 備 : 20年以内 (2年以内) 運 転 : 7年以内 (2年以内)
利 率 (年)	基準利率、特別利率 A、特別利率 B
担 保 ・ 保 証 人	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。

### ● マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

対 象 者	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の中小事業者
融資限度額	2,000万円（1,500万円超は別途要件あり）
返済期間・利率 (うち据置期間)	設 備 : 10年以内 (2年以内) 年1.21% 運 転 : 7年以内 (1年以内) ※ 利率は令和2年3月2日現在
保 証 人 ・ 担 保	担保不要、保証人不要、商工会の推薦が必要

（※参考 マル経融資 昨年度（H31/4～R 2/3）実績：推薦申込 15件 融資決定 15件）

## 行政書士無料相談のご案内

暮らしや事業の中でいろいろな悩み・トラブル そんなときこそ、行政書士にご相談ください。(要予約)

■ 開催日時 お申込により日程調整させていただきます。

■ 開催場所 尾西商工会館 2階 会議室

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします。

○相続(遺産分割協議書)・遺言 ○各種契約書・合意書 ○不動産関係 外

## 商工会イベント情報・活動報告

### 実施報告 新春経済講演会「最近の金融経済情勢と今後の展望」

日本銀行 名古屋支店長 清水季子 氏をお招きし、新春経済講演会を開催いたしました。

「日本経済は今、2012年12月から7年以上に渡って景気回復を続けているが、いざなぎ景気や平成景気のバブルとか高度成長と言われた頃のダイナミックな感じと比較すると、とても85か月も景気回復している実感が持てないというのが皆さんの感想だと思う。

その理由は、経済の実力を示す潜在成長率の差で、かつてバブルと言われた80年代・90年代の頃は4%近かったが、今は1%弱。この潜在成長率の差からくるギャップだと思う。

日本は今、実力どおり成長している。この成長のポイントが労働投入と設備投資である。

具体的には、労働投入については、総人口は減っているものの、女性や高齢者・外国人の労働者が増加するなど、働き手が多様化している。また、設備投資については、コンピュータ・ソフトウェア投資、省力化投資などが増えて成長を支えている。

特に100年に一度の転換期と言われる自動車産業では、電気自動車・自動運転などの研究開発は、売上が落ちて投資しなければならず、こうした投資によって日本経済全体の成長メカニズムが回り続けている。これからも企業の売上・収益・設備投資計画がしっかりしている中で、景気の拡大基調は続くと思っている。

海外情勢は、IMFによる世界経済見通し(2019年10月時点)が発表され全体としては2019年が3.0%、2020年は3.4%という成長率で、去年よりは今年の方が成長していくという見通しとなっている。先行きについては、2019年非常に心配された貿易摩擦が続いてしまうと世界経済も成長しにくい。

このほか、英国のEU離脱問題、地域経済格差を背景とするドイツや中国・香港を巡る政情不安など、今後も情勢に留意する必要がある。(1月24日(金)開催)

### 実施報告 青年部・女性部セミナー「どこにも負けない!ものづくりへの挑戦」

精密板金・レーザープレス加工等を手掛ける、株式会社浜野製作所 代表取締役 浜野慶一 氏をお招きし、セミナーを開催いたしました。

「自社の強み」を経営に活かし、常に新しい「ものづくり」にチャレンジする行動力を持つ浜野氏。様々な不運を乗り越え、厳しい環境の中で急成長を遂げたその情熱のある講演に、とても良い刺激を受けることができました。1時間半という短い時間でしたが、受講者の反応は好評でした。(2月5日(水)開催)

### 商 工 会 行 事 日 程

4月	5月	6月
9日 会員優待旅行(中止)	18日 通常総代会	13・14日 尾西あじさいまつり
16日 個別融資相談会	21日 個別融資相談会	18日 個別融資相談会
随時 行政書士無料相談	随時 行政書士無料相談	随時 行政書士無料相談

### 《 目 次 》

P1… 1階ロビー常設展示

P2… 個別融資相談会のご案内

P3… 行政書士無料相談のご案内

○ 商工会イベント情報・活動報告

P4… 商工会イベント情報・活動報告

P5～6… 時間外労働の上限規制(抜粋)

P7… 小規模企業共済制度/経営セーフティ共済制度

P8… 個人企業経済調査のお知らせ

○ 尾西あじさいまつりのご案内

○ 新型コロナウイルス無料電話法律相談(ご案内)

### 理事会報告

#### 第9回定例理事会

開催日時 令和2年1月16日(木) 午後3時～  
 決議事項 第1号議案 第23回優良従業員表彰について  
 第2号議案 新年賀詞交歓会収支報告について  
 以下 第3号議案～第6号議案

#### 第10回定例理事会

開催日時 令和2年2月10日(月) 午後3時～  
 決議事項 第1号議案 会員増強キャンペーンについて  
 第2号議案 会員優待旅行について  
 以下 第3号議案～第6号議案

#### 第11回定例理事会

開催日時 令和2年3月9日(月) 午後3時～  
 決議事項 第1号議案 令和2年度事業計画概要(案)について  
 第2号議案 尾西商工会定款の一部改正(案)について  
 以下 第3号議案～第5号議案

### 青年部だより (部員大募集中!)



青年部では、将来地域を支える子どもたちの育成に寄与するため、地域の小学校を対象に児童教育に必要な備品等の寄贈を行っています。今年は、一宮市立朝日東小学校へ「一輪車4台」を贈呈し、1月27日に全校生徒の前で贈呈式を行いました。

また、2月5日に㈱浜野製作所 代表取締役 浜野慶一氏をお招きし、「どこにも負けない!ものづくりへの挑戦」をテーマに経営者・後継者向けのセミナーを開催いたしました。自分たちの強みを生かし、常に新しいものづくりにチャレンジする情熱と行動力をもつ浜野氏の講演は、経営者・後継者の心構えとしてとても刺激のあるものでした。

これからも青年部では地域貢献はもちろん、経営者としての資質向上のため講習会・勉強会を主催していきます。45歳未満の経営者・後継者の方、ぜひ青年部へご加入していただき、異業種交流・同世代の仲間を作りませんか。お気軽にお問い合わせください。

### 会員優待旅行 1月21日開催



【扇芳閣での昼食風景】

伊勢神宮(内宮・外宮)に参拝し、健康や商売繁盛を祈願しました。(参加者83名)

### 女性部だより (部員大募集中!)

今年度も開催します!



「フラワーアレンジ教室」は毎回季節のお花を使って綺麗に仕上がります。先生の二十四節気にちなんだ興味深いお話もあり、とても勉強になります。そして「太極拳と健康体操教室」は室内で無理なく運動できるので、気分転換や軽い運動を考えている方にはおすすめです。どちらの教室も女性部員でなくても参加できますのでお気軽にご参加ください。

女性部では教室企画の他にも地域振興やボランティア活動なども行っています。一緒に活動する方を募集していますので尾西商工会事務局までご連絡ください。

## 尾西信用金庫 LINE@

# LINE@ はじめました

尾西信用金庫では、「LINE@」のアカウントを開発しました。当金庫アカウントに友達登録をしていただいたお客様に地域情報やキャンペーン商品情報など、多くの情報を配信しています。友達登録をお待ちしています。



**スマホでカンタン登録!**  
 左のQRコードにご利用のスマートフォンをかざしてください。登録画面を自動で開きます。

※スマートフォン用コミュニケーションアプリ「LINE」は、LINE株式会社が提供するアプリです。  
 ※LINEの初回設定は、お客様の判断をお願いします。  
 ※LINE@は、友だち登録をしていただいたお客様に、お得な情報などを一斉送信するサービスです。個別のご返信はできませんのでご了承ください。

詳しくは、お気軽にお電話または各支店窓口までおたずねください。 ☎ 0120-102-305

「働き方改革関連法」  
(改正内容抜粋)

# 時間外労働の上限規制

大企業：2019年4月～  
中小企業：2020年4月～

**Point**

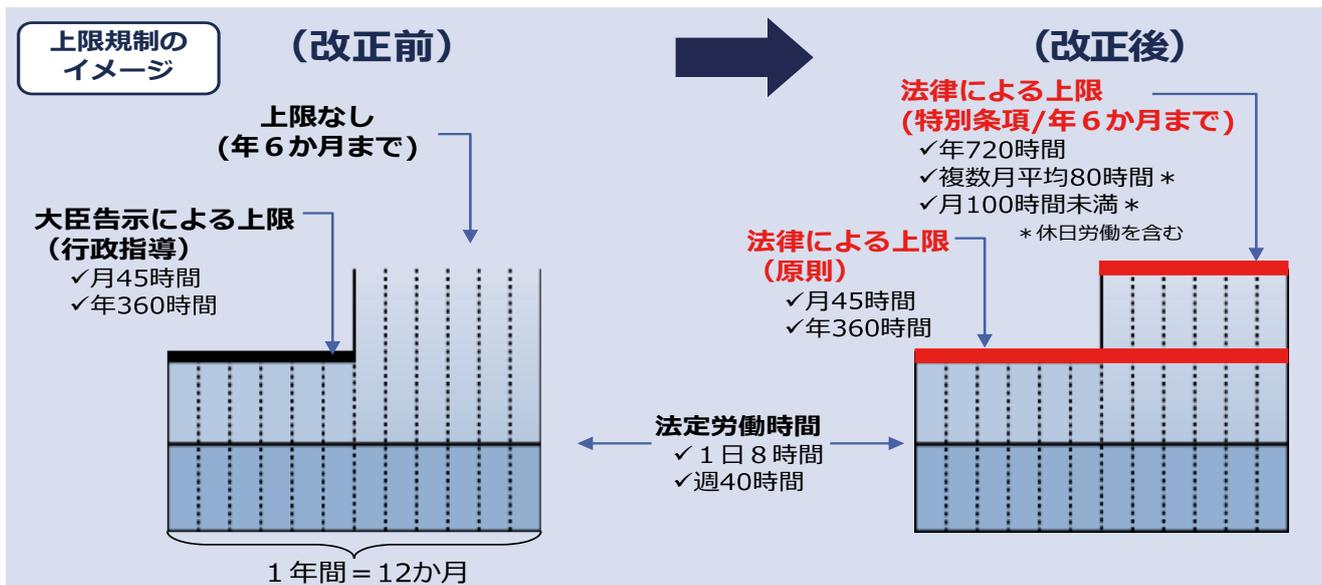
時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。  
さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。



造園・外構・エクステリア・剪定・お庭のリフォーム



株式会社 野田造園

〒494-0008 一宮市東五城字古川2番地1  
TEL <0586> 61-2918  
FAX <0586> 61-7608



**Point 上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。**

- 以下の事業・業務については、上限規制の適用が2024年3月31日まで猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>● 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、                      ✓ 月100時間未満                      ✓ 2～6か月平均80時間以内                      とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li> <li>● 時間外労働と休日労働の合計について、                      ✓ 月100時間未満                      ✓ 2～6か月平均80時間以内                      とする規制は適用されません。</li> <li>● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。  
 なお、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務については、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務付けられました。  
 事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

**36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針 より抜粋**

**Point 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。(指針第8条)**

- ◆ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければなりません。
  - (1) 医師による面接指導
  - (2) 深夜業(22時～5時)の回数制限
  - (3) 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル)
  - (4) 代償休日・特別な休暇の付与
  - (5) 健康診断
  - (6) 連続休暇の取得
  - (7) 心とからだの相談窓口の設置
  - (8) 配置転換
  - (9) 産業医等による助言・指導や保健指導

愛知県内の中小企業経営者の皆様へ

**経営者医療共済**

ケガも病気も安心の入院1日2万円!  
掛金そのまま、満80歳まで未永く補償!

ケガ・病気による入院 **20,000円/日** [1日目から60日目までを限度]

**加入年齢** 満15歳以上満70歳未満の方  
(満80歳まで継続可)

**加入資格** 法人の場合は役員の方  
個人事業所の場合は事業主・専従者の方

**共済掛金** 月掛 **7,700円**

この広告は商品内容の一部を抜粋しています。ご加入にあたってはパンフレット・約款等で詳細をご確認ください。



●本 部 / 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウイングあいち)16階 TEL(052)587-2223(代)  
 ●三河支局 / 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階 TEL(0564)22-0191(代)  
 詳細はパンフレットをご請求ください。 お客様相談室(受付時間) 平日9:00～17:00  
**0120-00-9967**  
<http://www.ack-kyosai.or.jp>

安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

## 制度の特長

1

### 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

### 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

### 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

#### ■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### ■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!



小規模共済

検索

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

## 中小企業倒産防止共済制度

# 経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

## 中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で  
**最高8,000万円**  
まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2

貸付条件は  
**無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上  
**損金(法人)または必要経費(個人事業)**に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

経営セーフティ共済

検索

プラスチック成形・加工

**株式会社 森 熊**

〒494-0012 一宮市明地字寺南5-1番地  
TEL <0586> 69-0111 番  
FAX <0586> 69-0112 番

# 個人企業経済調査のお知らせ

～6月1日現在で実施します～

## 国の重要な統計調査です

- 個人企業経済調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法に基づく報告義務のある統計調査（基幹統計調査）です。
- 調査対象となった事業主の方には、国が調査を委託した民間事業者から調査票などの調査書類を、5月下旬より順次郵送いたします。
- 調査票を受け取りましたら、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。
- 個人企業経済調査により集められた回答内容は、統計法によって厳重に保護されますので安心してご回答ください。



ぜひ！

簡単！便利！

インターネットからご回答ください。

個人企業経済調査の詳しい内容はこちら

<https://www.stat.go.jp>

個人企業経済調査

検索

総務省統計局からのお知らせです。



## 第20回 尾西あじさいまつりのご案内

◇日時 令和2年6月13日(土)・14日(日)

◇会場 一宮市三条 御裳神社

神社内に咲くアジサイの観賞と併せて抹茶の野点、詩舞、和太鼓などのアトラクションをお楽しみください。

緊急対応

愛知県弁護士会・あいち中小企業法律支援センター

中小企業のための

新型コロナウイルス

無料電話法律相談

052-265-6693

(平日 9:30～16:30)

弁護士が直接対応します

- ・従業員の給料
- ・取引上の問題（キャンセル料）
- ・資金繰り
- ・倒産危機 など



無料

エクステリア  
外構工事専門店



株式会社 坂井工業所  
エクステリア・ガーデニング事業部  
TEL 0586-68-6368 HP sakai-kogyo.jp